



雪と共に生き、冬季を快適に過ごすために！
郡上市克雪対策指針（案）
（暫定指針）

郡 上 市

はじめに

克雪（こくせつ）とは、道路の除排雪や屋根の雪下ろし等の雪処理に関して、市と市民と自治会等の団体が力を合わせることで、冬季の日常生活のさまざまな困難な状態を切り抜けることを言います。

郡上市は豪雪地帯（美並町、和良町除く）に指定されており、特に北部の地域においては毎年多くの積雪があり、古くから冬季は雪と共に暮らしてきました。また、南部の地域でも大雪に見舞われることもあり、雪処理に苦慮しています。こうした状況のなか、この克雪対策指針で示すように、市と市民と自治会等の団体が共に手をつなぎ、努力をすることで雪処理に関するさまざまな課題を乗り越え、冬季でも安心して快適に生活できる郡上市を築きます。

目 次

1. 目的
2. 除排雪対策の基本
3. 道路除雪対策（建設部）
4. 消防対策（消防本部）
5. 福祉対策（健康福祉部）
6. 清掃対策（市民環境部）
7. 教育、保育対策（教育委員会、健康福祉部）
8. 自主バス等公共交通機関の安全運行対策（市長公室）
9. 水道管凍結防止対策（水道部）
10. 公共施設の雪下ろし等雪害防止対策（総務部）
11. 住宅の克雪対策及び積雪地区の空き家対策（建設部）
12. 用水等溢水処理対策（建設部、消防本部）
13. 克雪対策に関する庁内役割分担（市長公室）
14. 豪雪時及び豪雪災害時における対応と体制の確立（総務部）
15. 市民協働による克雪対策
16. 指針の期間

1. 目的

この指針は、積雪時における道路交通の確保、高齢社会における屋根の雪下ろし等の課題について、計画的な対策指針を樹立し推進することにより、市民生活の安心と安全を確保することを目的とします。同時に克雪への取り組みで市の担うべき役割、市と市民等が協働して担う役割、市民等が担うべき役割を明確にすることにより、市民協働による地域づくり、あるいは地域コミュニティの活性化を推進することを目的とします。

2. 除排雪対策の基本

道路交通と建築物の安全性の確保を図るため、計画的な除排雪を行い、市民生活の安定を図ります。

市が管理する道路の交通の確保に関することは、地域ごとに除排雪計画を定め、市の責任において実施し、建築物の安全性の確保に関することは、原則として所有者あるいは権利者の責任において実施します。

【1】 道路交通の確保

道路交通の確保については、主要幹線道路、バス路線、通勤通学道路、公共施設連絡道路等、その重要度に応じて地域ごとに除排雪計画を立て、効率的に除排雪を行うものとします。

【2】 屋根雪処理と交通の確保

屋根雪加重による建築物の安全性を確保するため、その建物の構造と耐久性に応じて、所有者あるいは権利者の責任において雪下ろしをする必要があります。

雪下ろしした雪は原則敷地内処理としますが、一時的に道路を利用する時は安全対策をとり、速やかに排雪処理をすることとします。

【3】 助け合う地域づくり

少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化等により、従来地域が主体的に担ってきた、生活に密着した道路や公共的スペース等の除排雪活動が低調になってきています。また、従来は家庭内で処理してきた屋根や住宅周りの雪についても、高齢化や担い手不足、あるいは地域への帰属意識の希薄化等により、除排雪が円滑に行われない事例もみられます。

雪に負けないためには、助け合いの精神を發揮するとともに、地域における雪処理等のルールを確立するなど、住民相互の協力、理解、扶助に基づく除排雪等の地域活動を行うこととします。

3. 道路除雪対策（建設部 建設総務課）

【1】基本方針

積雪時における主要道路の交通を確保し、安心・安全な道路維持のため国や県の関係機関と連携し除雪作業を行います。

車道除雪については、積雪が 10cm に達したら除雪作業を開始するものとし、除雪計画路線の交通を確保します。

また、通学路に指定されている市管理道路の歩道除雪は、積雪が午前 7 時に 20cm に達すると予想される場合に実施します。

【2】除雪計画に関する主な取り組み事項

（1）除雪作業時の安全確保、事故防止

除雪受託業者に対し、降雪前に受託路線の巡回をするよう指示し、道路構造物の確認や危険箇所、狭小箇所の点検を行い、また、注意箇所には旗竿等の目印設置をするなどして除雪作業による事故を防止するように努めさせます。

（2）雪捨て場の確保

雪捨て場確保のため、河川への排雪箇所を選定し河川管理者の許可を受けます。また、一般民地については地権者や自治会等の了解を得て雪捨て場を確保します。

（3）路上駐車禁止の指導

違法な路上駐車や障害物は除雪作業の支障となるほか、交通事故の原因にもなるため、警察等と連携して移動撤去の指導を行います。

（4）大雪時の雪下ろしへの対応

屋根の雪下ろしにより一時的に路上投棄の必要に迫られる場合には、自治会長、地域防災担当課により協議された排雪計画により、効率的な排雪作業ができるよう除排雪機械を配備します。

（5）凍結防止剤の散布

指定路線の凍結防止のため、凍結防止剤を散布します。凍結防止剤は塩化ナトリウム及び塩化カルシウムの 2 種類の使用を基本とします。

【3】重点取り組み事項（平成 22～24 年度）

重点取り組み事項	H 2 2	H 2 3	H 2 4
迅速及び円滑な道路除雪	実施	⇒	⇒

4. 消防対策（消防本部 消防課）

【1】基本方針

積雪時の消防活動が円滑に行えるよう、消防体制の強化を図るとともに、緊急自動車の出動体制の確保と火災予防の徹底を消防団、自主防災組織、地域住民と連携して実施します。

【2】出動体制の確保

- (1) 除雪について関係機関と連絡を密にし、消防自動車、救急車等の緊急自動車の出動及び消防活動に支障がないようにします。
- (2) 消防団は自治会等と連携し、消防団詰所の除雪を行い早期出動体制を整えます。
- (3) 豪雪時の災害等には防災航空隊と連携し、救助体制を整えます。
- (4) 関係機関と連携し、消防水利を確保します。
- (5) 消防団は地域住民と連携し、消火栓、防火水槽の利用に支障のないよう除雪します。

【3】火災予防の徹底

- (1) 積雪時の火災予防について、広報郡上、ケーブルテレビ、防災行政無線、テレホンサービス等を活用し、積極的に広報を行い周知徹底します。
- (2) 屋根の雪下ろしによる事故防止、LP ガス、危険物の漏洩事故防止の広報活動を行います。
- (3) LP ガス、危険物販売業者の業者ネットワークを通じて、雪による漏洩事故防止の指導を行います。

【4】重点取り組み事項（平成22～24年度）

重点取り組み事項	H 2 2	H 2 3	H 2 4
消防団と自治会の連携による団詰所の除雪	実施	⇒	⇒
〃 防火水槽、消火栓の除雪	実施	⇒	⇒

5. 福祉対策（健康福祉部 社会福祉課、高齢福祉課）

【1】基本方針

地域全体としての人口が減り、高齢者の割合が高くなるなかで、限られているマンパワーを効率的に活用しながら、積雪時に高齢者や障がい者等の要援護者を地域が支える体制づくりに取り組みます。

【2】要援護者情報の収集、把握

- (1) 民生委員児童委員が中心となって一人暮らしの高齢者や要介護者、重度の障がい者等を対象とした「災害時要援護者台帳」並びに「要援護者マップ」の整備を進めます。登載された情報は、支援者である民生委員児童委員、自治会長・地区長、消防団分団長等が共有し、常に内容の更新に努めます。
- (2) 平成22年度から、要援護者に対する安否確認支援者の設置に取り組んでいます。要援護者1名に対して3名程度の安否確認支援者の配置が望ましい形ですが、民生委員児童委員や自治会長、福祉委員等による話し合いにより、地区の実情にあった形での選任・配置を市内全地域において進めます。

【3】要援護者世帯に対する除排雪支援

- (1) 無雪期の事前準備から積雪時に至るまでの対応を「要援護者世帯除排雪支援マニュアル」として整備し、要援護者世帯の見守りレベルに応じた除排雪支援の範囲を予め定めます。支援の内容は、屋根の雪下ろしや周囲の除雪、生活路確保等とします。支援にあたっては、生活保護世帯に対する住宅扶助費や郡上市社会福祉協議会が行っている「高齢者・障がい者世帯除雪助成事業」等を最大限活用するものとします。
- (2) 雪処理の担い手確保のため、作業の要請に応じられる事業者等を予め登録しておき、市民から照会があった時には情報提供できる体制をとります。作業者に対しては、傷害保険への加入を勧奨し、万一の事故発生に備えることとします。
- (3) 郡上市社会福祉協議会と協力して除排雪ボランティアの育成に努めます。
- (4) 豪雪時は、除雪従事者の確保が困難となります。このため、高齢者や障がい者自身が、離れて暮らす子ども等と日ごろからコミュニケーションをとり、支援体制を確立しておくことを勧めます。

【4】地域ぐるみの支えあい

- (1) 高齢者や障がい者等を地域全体で見守り、支援することにより要援護世帯の安全と安心を確保するため、自力で屋根の雪下ろしや周囲の除雪、生活路確保等を行うことができない世帯を地域ぐるみで支える体制を構築した住民組織に対して、費用の一部を助成する制度の創設について検討します。

【5】病院や施設との連携

- (1) 人工透析等、定期的に通院する必要がある患者については、通行止め等により通院できなくなることも想定し、予め市内の病院と協定等を締結し、入院による処置を受けることができるようにします。
- (2) 訪問看護により医療的な処置を受けている高齢者や障がい者で、冬期間の処置が困難となる場合には、老人保健施設のショートステイ等を利用した介護を行います。

【6】重点取り組み事項（平成22～24年度）

重点取り組み事項	H22	H23	H24
災害時要援護者台帳・マップの整備	実施	⇒	⇒
安否確認支援者の配置	検討・実施	⇒	⇒
要援護者世帯除排雪支援マニュアルの作成	検討・実施	⇒	⇒
雪処理事業者の登録	実施	⇒	⇒
除排雪ボランティアの育成	実施	⇒	⇒
地域で支えあう住民組織に対する除雪費用助成制度の創設	検討	実施	⇒
病院や老人保健施設等との連携	実施	⇒	⇒

6. 清掃対策（市民環境部 環境課）

【1】基本方針

積雪時のごみ収集を円滑に行うため、関係部署と連携し運行路の確保を図るとともに、緊急時における収集体制の周知や、ごみ出しルールの徹底、あるいは収集場所の除排雪等における協力体制を確立します。

【2】ごみ収集車の運行確保

- (1) 運行の支障とならないよう、除雪について関係部署と連絡を密にし、常に道路状況を把握します。
- (2) 屋根から下ろした雪が運行の支障とならないよう、計画的な雪下ろしを進めるよう啓発します。
- (3) 狭い道路での違法駐車禁止を周知徹底します。

【3】ごみ収集の遅延対策

- (1) 大雪により収集業務に支障をきたすと判断される場合は、収集場所の変更等の措置をとります。
- (2) 大雪により収集が困難な場合は、ごみ収集を中止します。そのため、地域住民へは収集が再開するまで、各家庭でごみを保管することについて周知します。

【4】ごみ袋が雪の下になることへの対策

- (1) 夜間のごみ出しの禁止、当日の朝出しを徹底するため、地域住民へごみ出しに関するルールの遵守について周知徹底します。
- (2) 大雪によりごみ出しに支障がある時は、自治会等と連携し収集場所を除雪するよう周知します。

【5】重点取り組み事項（平成22～24年度）

重点取り組み事項	H22	H23	H24
ごみ出しルールの周知徹底	実施	⇒	⇒
収集場所の除排雪体制の確立	実施	⇒	⇒

7. 教育、保育対策（教育委員会 教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課、健康福祉部 児童家庭課）

【1】基本方針

幼児、児童、生徒、市民の安全確保を最優先するとともに、保育活動や教育活動に支障がないようにします。また、行政及び学校（園）職員、保護者、地域住民、児童生徒が協力して除雪を行い、それぞれが克雪への意識を高めるようにします。

【2】気象や積雪に対応した臨時休業等の措置

- （1）雪による緊急な対応が必要と考えられる時は、各幼稚園、保育園、小中学校は、振興事務所、地域教育課、自治会、PTA等と連携して、通学路や交通機関の状況を早急に把握します。
- （2）把握した状況をもとに、各園長、校長は、「自宅待機」「臨時休業（園）」「授業打切」等の措置を決め、保護者に連絡します。また、教育委員会（保育園にあっては児童家庭課）に報告します。
- （3）各小中学校、幼稚園、保育園においては、大雪や積雪のみならず暴風、大雨、雷など、園児、児童生徒の安全に影響を及ぼす気象に対する対応の指針やマニュアルを作成し関係者に周知します。

【3】通学（園）路、学校給食の確保

- （1）幼児、児童、生徒の登校（園）に間に合うよう、幹線道路やスクールバスの発着場は委託された業者等で除雪します。脇道や歩道は、状況によって、地域住民や保護者が協力して除雪することとします。
- （2）学校（園）敷地内の昇降口通路等は、学校職員と児童、生徒で除雪を行います。また、必要に応じて、保護者や学校支援ボランティア等の協力を得ます。
- （3）積雪のために給食が滞らないよう、各給食センターは、関係機関と連携を密にします。

【4】幼児、児童、生徒の安全確保

積雪時における幼児、児童、生徒の安全確保のために、各学校（園）は特に次の事項について対応します。

- （1）校内（園内）及び通学（園）路における危険個所の把握と進入禁止などの措置をとります。
- （2）道路の凍結、積雪による道幅の減少、視界の変化、除雪機械器具の稼働など、通常とは異なる状況における事故防止を指導します。
- （3）緊急時の避難経路及び避難場所を確保します。

【5】教育施設の保全対策

- (1) 校（園）舎、学校給食センター、文化施設、体育施設、公民館、図書館等の施設については、構造及び耐久度を考慮し、本所及び教育事務所が連携協力し、早急に除雪します。
- (2) 文化財について管理者と連携し、除雪班を編成するなど、早急に対応します。
- (3) 避難経路や避難場所を確保するよう除雪したり、臨時の避難経路や避難場所を指定したりするなど、利用者の緊急時の避難に支障がないようにします。

【6】重点取り組み事項（平成22～24年度）

重点取り組み事項	H22	H23	H24
登校（園）時に、協力して除雪ができる体制づくり	検討	実施	⇒
積雪深に応じた、雪下ろしに対するマニュアルづくり	検討	実施	⇒
園・学校における異常気象に対する対応の指針やマニュアルの整備と周知	検討	⇒	実施

8. 自主バス等公共交通の安全運行対策（市長公室 企画課）

【1】基本方針

積雪時に自主バス等公共交通の安全運行を実施するため、積雪に対応した車両整備は勿論のこと、運行路の安全性の確保に努めるとともに、運行の可否について運行規則により的確に判断します。

【2】安全運行の実施

運行事業者は、積雪時に対応した車両整備及び積雪対策を実施するとともに、運行の安全性に支障をきたす恐れがある時は、道路管理者、警察等の関係機関と連絡を密にして状況の把握に努め、運行事業者の定める規則等の基準により、運行中止等の安全確保の措置をとります。

【3】運行状況の周知

運行事業者は、運行中止等の安全確保の措置をとった時は、直ちに市へ連絡します。市は運行状況や運行中止等について、ケーブルテレビや防災行政無線を通じて迅速に周知します。

【4】重点取り組み事項（平成22～24年度）

重点取り組み事項	H22	H23	H24
積雪に対応した運行基準の遵守	指導、実施	⇒	⇒
データ放送での運行状況の周知	検討、実施	⇒	⇒

9. 水道管凍結防止対策（水道部 水道総務課）

【1】基本方針

冬季における宅内給水設備（水道管）の凍結事故を防止するため、その対策にかかる注意喚起を徹底します。

【2】凍結防止対策の措置

気温が -4°C （マイナス4度）以下になると水道管が凍り、破裂することがあります。特に、水道管が露出したところ、北向きの風当たりの強い屋外、トイレのロータンクの接続部分は凍結する可能性が高いことから、冬季時には水道管の凍結防止対策を講ずる必要があり、対策方法等周知徹底を図ります。

【3】広報活動

広報郡上、ケーブルテレビ等を活用し、冬季における凍結防止対策の広報活動を積極的に進め周知徹底します。また、緊急時には、防災行政無線を通じ迅速に対応します。

【4】重点取り組み事項（平成22～24年度）

重点取り組み事項	H22	H23	H24
凍結防止対策の周知	実施	⇒	⇒
凍結防止に対応した給水装置工事施工基準の遵守	指導	⇒	⇒

10. 公共施設の雪下ろし等雪害防止対策（総務部 財務課・各施設所管課）

【1】基本方針

積雪時の公共施設（建物）の安全性を確保するため、施設の積雪強度を把握するとともに、施設の雪下ろし等の雪害防止体制を整えます。

【2】公共施設の安全状況の把握

各施設の施設管理者は、施設台帳等により施設の積雪強度等の安全状況を把握します。

【3】雪下ろし等雪害防止対策

各施設の施設管理者は、積雪の状況に応じて屋根の雪下ろしや施設周辺の除排雪を行うなどの雪害対策を実施します。

1 1. 住宅の克雪対策及び積雪地区の空き家対策（建設部 都市住宅課）

【1】基本方針

積雪に対応した住宅整備及び管理について、基本事項を検討し、ルールづくりに取り組むとともに、市民への周知を進めます。

また、空き家に関する情報収集や積雪時の管理についての体制づくりを進めます。

【2】積雪地区の周辺環境に配慮した住宅建設

(1) 積雪地区における住宅のありかたや、雪下ろし等を考慮した配置計画など克雪住宅についての調査研究を進めます。

(2) 屋根の雪が自然落下する急勾配屋根を採用する住宅（落雪式住宅）が増えていますが、敷地以外への落雪は、周辺の道路除雪への支障や通行者等への危険性の増大、あるいは用水路等の詰りの原因となる恐れがあります。こうした課題に対応するため、住宅建築にあたっての敷地外への落雪防止対策として、自治会等との連携により「住宅建設に関する地域協定」などのルール作りを進めることで、落雪による被害の抑制に取り組めます。

また、既に建築されている「落雪式住宅」については、建築状況を調査するとともに、適切な管理、道路等に落雪した雪の速やかな処理等を要請します。

(3) 住宅建築にあたっての敷地内落雪を徹底するため、地域自治会等と連携を図りながら市民や建築士、建築業者等への周知活動を進めます。

(4) 庇の雪氷についても、敷地以外に危険が及ばないように配慮する必要がありますが、市街地においては、敷地形状からこれが困難な場合も多いことから、住宅所有者の責任において、通行者等に危険が及ばないように庇の雪氷管理を行うよう周知徹底を図ります。

【3】積雪地区の空き家対策

空き家については管理放棄家屋の増加にともない、積雪時の家屋倒壊や損傷による周辺部へ危険が及ぶことが懸念され、適正管理が求められています。

(1) 空き家に関する情報収集を行うとともに、降雪時における所有者への情報提供などを行う体制づくりを進めます。

(2) 空き家の管理（雪下ろし、雪氷対策等）については、所有者において行うことが基本ですが、遠隔地の所有者もあり困難な場合も多いことから今後、積雪時の空き家管理を、地域住民等が受託できる体制づくりについて研究し進めます。

【4】重点取り組み事項（平成22～24年度）

重点取り組み事項	H 2 2	H 2 3	H 2 4
積雪対応住宅に関する調査研究	調査	⇒	指針作成
空き家住宅の管理体制	検討	⇒	実施

12. 用水等溢水処理対策（消防本部、地域市民課、建設部 建設総務課、産業建設課）

【1】基本方針

除排雪による用水や小河川等の溢水防止対策を実施するとともに、溢水した時の対処方法や体制づくりに取り組みます。

【2】用水等溢水防止対策

道路や家屋等の除排雪をした雪を用水等で処理することにより、用水が溢れ家屋の浸水や道路への冠水など、市民生活に支障をきたす恐れがあります。

市が実施する道路等の除排雪作業では、用水路への排雪は行わないことを原則とし、用水路の状況等を把握するとともに、雪が用水等に混入しないよう努めます。

地域住民の用水等への排雪は、流雪能力に応じて処分し、緊急時に備え使用可能な状態を保つこととします。また、市は溢水する恐れのある用水を把握し、自治会等へ情報提供することで溢水に対する注意喚起を図ります。

整備されている流雪溝での処分は、自治会等で定める規則により処分するとともに、規則遵守について周知します。

【3】用水等溢水処理の対応

市は道路パトロールや除雪業者あるいは市民からの通報等により、用水等の溢水について情報把握に努めます。用水等の溢水の恐れがある時、あるいは溢水が判明した時は、直ちに自治会や受益者等の関連部署に通報するとともに、状況に応じた処置をとります。

用水等の溢水処理にあたっては、自治会や受益者等で処理することを基本とし、状況に応じ関連機関との協議により、消防団の出場等で対応することとします。

13. 克雪対策に関する庁内役割分担（市長公室 企画課）

【1】基本方針

克雪対策に関する庁舎内の役割分担を明確にし、市民に周知することで、克雪対策に関して迅速に対応します。

【2】庁内役割分担表

積雪時の市の担当部署は次のとおりとします。各担当部署は、克雪に対する取り組みを、各部署で定めた基準等により実施するとともに、市民からの問い合わせや依頼に迅速に対応します。また、各振興事務所においては、役割分担表に掲げるすべての事項に対応します。

ただし、時間外や休日は宿日直者が対応することとし、緊急の場合は、各課の役割分担に基づき、連絡をとることとします。

<庁内役割分担表>

通番	対策項目	担当部等	担当課等
1	市道の除排雪、融雪剤の散布	建設部	建設総務課、産業建設課
2	雪捨て場の確保	建設部	建設総務課、産業建設課
3	防火水利の確保対策	総務部 消防本部	総務課（八幡地域） 地域市民課、消防課
4	積雪時の火災予防対策	消防本部	消防課、総務課（八幡地域） 地域市民課
5	要援護者世帯に対する雪対策	健康福祉部	社会福祉課、地域市民課 高齢福祉課
6	雪下ろし作業などの業者紹介	健康福祉部	社会福祉課、地域市民課
7	積雪時のごみ収集対策	市民環境部	環境課、地域市民課
8	通学（園）路の確保と安全対策	教育委員会事務局 健康福祉部	学校教育課、地域教育課 児童家庭課
9	教育施設の雪害対策	教育委員会事務局	教育総務課、地域教育課
10	自主バス等公共交通の安全運行対策	市長公室	企画課、地域市民課
11	水道凍結防止対策の指導	水道部	水道総務課、産業建設課
12	公共施設の雪下ろし等雪害防止対策	総務部	財務課、各施設所管課 地域市民課
13	市街地の排雪対策	総務部 建設部	総務課、地域市民課 建設総務課 都市住宅課、 産業建設課
14	住宅の克雪対策	建設部	都市住宅課、産業建設課
15	用水等溢水処理対策	消防本部 建設部	消防課、総務課（八幡地域） 地域市民課 建設総務課、産業建設課
16	豪雪対策情報連絡会議及び豪雪対策本部の幹事	総務部	総務課

1 4 . 豪雪時及び豪雪災害時における対応と体制の確立 (総務部総務課)

【1】基本方針

豪雪時において、災害の発生のおそれがある場合には、災害対策本部の設置等、速やかに必要な体制をとります。また、災害の発生のおそれがない場合でも、降雪が市民生活に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には、豪雪対策情報連絡会議を設置するなど、状況の変化に応じた機動的な対応を図ります。

豪雪レベル	気象・雪害等の状況	本指針の体制	郡上市地域防災計画の体制
I	大雪又は暴風雪注意報が発令	豪雪対策情報連絡会議を設置	注意体制
	降雪が市民生活に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合		
II	大雪又は暴風雪警報が発令	豪雪対策本部を設置	災害警戒本部体制 (第1警戒)
III	積雪量が豪雪対策本部設置基準降雪量の基準値を超え、引き続き多量の降雪が見込まれ市民生活に大きな影響を及ぼす場合		災害警戒本部体制 (第2警戒)
IV	災害が発生し、又は大規模な災害が発生する恐れがある場合		

【2】豪雪対策本部等の設置

異常気象等により、積雪量が【表①】豪雪対策本部設置基準降雪量の基準値を超え、引き続き多量の降雪が見込まれ市民生活に大きな影響を及ぼす場合は、郡上市豪雪対策本部を設置し、総合的な対策推進にあたります。

なお、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、郡上市地域防災計画に基づき、郡上市災害対策本部組織又は郡上市災害警戒本部組織をもって対処します。

また、国や県との緊密な連携に加え、必要に応じて災害対応機関への派遣・協力要請やライフライン等の重要な生活基盤を管理する企業及びその他各種団体と連携を図ります。

【表①】豪雪対策本部設置基準降雪量

地域	観測地	積雪量	備考
八幡町	郡上市消防本部観測点	おおむね100cm	
大和町	大和庁舎観測点	おおむね130cm	
白鳥町	白鳥庁舎観測点	おおむね150cm	
高鷲町	高鷲庁舎観測点	おおむね180cm	
美並町	美並庁舎観測点	おおむね50cm	
明宝	明宝庁舎観測点	おおむね130cm	
和良町	和良庁舎観測点	おおむね100cm	

【3】豪雪対策情報連絡会議の設置

豪雪対策本部の設置に至らない気象条件であっても降雪が市民生活に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合は、豪雪対策情報連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置します。連絡会議は、各部各課等の連絡調整を担い、迅速な対策を系統的に促進することを目的とし、その構成員は【表②】に掲げる課の職員とします。ただし、必要に応じて構成員以外の課の職員に出席を求めることができることとします。

【表②】連絡会議の構成員

部等	課等		
市長公室	秘書広報課	企画課	情報課
総務部	総務課	財務課	
市民環境部	環境課		
健康福祉部	社会福祉課	高齢福祉課	
農林水産部	農務水産課	林務課	
商工観光部	商工課	観光課	
建設部	建設総務課	都市住宅課	
水道部	水道総務課		
消防本部	消防課		
教育委員会事務局	教育総務課	学校教育課	
振興事務所	地域市民課		

15. 市民協働による克雪対策

【1】基本方針

市では、市民協働による克雪対策を推進します。

克雪対策での市民協働とは、適切に雪を処理するなどして冬季を快適に過ごすため、市民、自治会等の団体、行政がそれぞれできる役割を果たしながら、力を合わせることです。

【2】市民、自治会等の団体、行政の役割

市では、克雪対策での市民、自治会等の団体、行政の役割を「自助」「共助」「公助」という次のような考え方で分類しました。

【自助】・・・家族又はその近親者等において克雪対策をすることです。

【共助】・・・安全性や効率性を高めるために、周囲や地域が協力しながら克雪対策をすることです。

【公助】・・・「自助」「共助」では十分に対応できない場合、市（行政機関）が克雪対策をする、又は「自助」「共助」による克雪対策を支援することです。

(3) 「自助」で担う克雪対策

- ① 屋根の雪下ろし、宅地内の除排雪
- ② 除雪作業の支障となる、路上駐車や障害物の路上放置の禁止
- ③ ごみ出しルールの遵守及び、積雪による収集中止時のごみの各自保管
- ④ 水道管の凍結防止対策
- ⑤ 自治会等で定めた、除排雪に関する規則や克雪住宅建設基準の遵守
- ⑥ 屋根の庇の氷雪管理
- ⑦ 用水等への流雪能力に応じた排雪及び、用水等の緊急時に備えた使用可能な状態の保持

(4) 「共助」で担う克雪対策

- ① 自治会等による、地域課題に対応した除排雪計画の策定及び遵守
- ② 消防団と自治会等との連携による、消防団詰所の除雪
- ③ 消防団と自治会等との連携による、消防水利の確保
- ④ 消防団と自治会等との連携による、消火栓、防火水槽の除雪
- ⑤ 自力で屋根の雪下ろしや周囲の除雪等を行うことのできない世帯を、地域ぐるみで支える体制づくり
- ⑥ 自治会等によるごみ収集場所の除雪
- ⑦ 地域住民と保護者の連携による、通学路歩道等の除雪
- ⑧ 保護者や学校支援ボランティア等の連携による、学校（園）敷地内通路の除雪
- ⑨ 住宅建築に関する地域協定の策定
- ⑩ 地域住民による、積雪時の空き家管理に対応した受託体制の構築
- ⑪ 自治会や受益者による用水等の溢水処理

(5) 「公助」で担う克雪対策

- ① 除雪計画路線の車道及び歩道の除排雪の実施
- ② 雪捨て場の確保
- ③ 各種の克雪に関する市民への周知
- ④ 指定路線への凍結防止剤の散布
- ⑤ 要援護者世帯の見守りレベルに応じた、屋根の雪下ろしや周辺の除雪等の除排雪支援
- ⑥ 除雪作業の担い手となる事業者等の登録及び情報提供体制の確立
- ⑦ 除排雪ボランティアの育成
- ⑧ 要援護者世帯を地域ぐるみで支える体制を構築した住民組織に対する支援
- ⑨ 通院者や障がい者等の状況に応じた、病院や老人保健施設等との連携
- ⑩ 幼児、児童、生徒の安全の確保
- ⑪ 教育施設の安全対策
- ⑫ 積雪に対応した住宅整備及び管理基準の策定
- ⑬ 空き家に関する情報収集及び管理体制の確立
- ⑭ 災害に結びつく用水等の溢水処理に対する支援
- ⑮ 豪雪時の対応と体制の確立
- ⑯ その他、「自助」「共助」による克雪対策への支援

16. 指針の期間

本指針は平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間とし、必要に応じて随時見直すものとします。